

## 交通費支払い代行サービス利用規約

2022年10月28日

交通費支払い代行サービス利用企業（以下「運営会社」といいます。）と株式会社日立システムズ（以下「運営事業者」といいます。）は、運営事業者が運営会社に対して提供する「交通費支払い代行サービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。運営会社は、本サービスの利用にあたり本規約を誠実に遵守するものとします。

### 利 用 条 件

#### 第1章 総 則

##### （本規約の趣旨）

- 第1条 運営会社が運営事業者所定の「交通費支払代行サービス利用申込書」（以下「本件利用申込書」といいます。）を運営事業者に提出することにより、運営会社と運営事業者との間で本規約に基づく契約が成立するものとします。
2. 運営事業者は、運営会社に対し、本規約に定める条件に基づいて、本サービスを提供し、これに対し、運営会社は、対価を支払うものとします。
3. 運営事業者は、運営会社が第4条（本サービスの利用条件）に従って本サービスを利用させる申請者が本件サービスを利用して運営会社に申請する費用について、運営会社による申請内容の確認及び承認後、所定の金額を、運営会社に代わって、当該申請者が登録した金融機関口座に振り込む方法により、当該申請者への立替払いを行います。なお、運営事業者が当該立替払いを行った費用を「立替交通費」及び「立替その他費用」（日当、宿泊費、健康診断費、引越費用など）といいます。
4. 本サービスの詳細は、本規約に付属のサービス仕様書（以下「本サービス仕様書」といいます。）において定めるとおりとします。
5. 本規約の定めと本サービス仕様書の定めが抵触する場合、本サービス仕様書の定めが優先して適用されるものとします。

##### （定 義）

第2条 本規約における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 申請者とは、運営会社が本サービスを利用して費用を支払う相手方をいうものとします。
- (2) 本サービスの利用とは、運営会社及び申請者が、クライアントにおいて、クライアントソフトを使用して、本サービスの提供する機能を利用することをいうものとします。
- (3) サーバとは、運営事業者が本サービスを提供するために使用するサーバソフトがインストールされている電子計算機であって、運営事業者又は第3条所定の第三者が管理するものをいうものとします。
- (4) サーバソフトとは、運営事業者が本サービスを提供するためにサーバにインストールし、実行し、運営会社及び申請者にアクセス回線を通じて接続させ、利用させる運営事業者又は第三者が権利を有するコンピュータプログラムをいうものとします。
- (5) サーバデータとは、運営会社及び申請者がサーバに記録したデータ及び当該データのサーバソフトによる処理結果をいうものとします。
- (6) サーバネットワークとは、運営事業者が本サービスの用に供するサーバその他のハード、サーバソフト、サーバデータ等を保管する施設内に設置されている電気通信回線をいうものとします。
- (7) クライアントとは、本サービス仕様書所定の条件を満たす運営会社及び申請者が管理する電子計算機であって、運営会社及び申請者が本サービスを利用するために使用するものをいうものとします。
- (8) クライアントソフトとは、本サービス仕様書所定の条件を満たすコンピュータプログラムであって、運営会社及び申請者が本サービスを利用するためにクライアントにインストールし、実行し、使用する運営事業者又は第三者が権利を有するものをいうものとします。

(9) アクセス回線とは、クライアント及びサーバネットワークを接続するために、運営会社及び申請者が電気通信事業者から提供を受けて使用する電気通信回線をいうものとします。

#### (遂行責任者の選任)

第3条 運営会社及び運営事業者は、本規約の履行に関する責任者（以下「遂行責任者」という。）を選任し、書面により相手方に通知するものとし、本規約の履行に関する相手方との通知の授受を、原則として、遂行責任者を通じて書面で行うものとします。

2. 運営会社及び運営事業者は、遂行責任者を変更する場合、書面により相手方に通知するものとします。

3. 運営会社は、第6条第1項第2号に定めるSEサポート・サービスの利用に当たり、次の各号に定める事項を実施するものとします。なお、これに要する費用は、運営会社が負担するものとします。

(1) サポート・サービスの取り纏め者として、企業コード毎に窓口担当者正副各1名を選任すること。

(2) 運営事業者所定の関係者リストに前2項に定める運営会社の遂行責任者及び前号に定める運営会社の窓口担当者（以下、運営会社の遂行責任者と運営会社の窓口担当者を総称して「運営会社の担当者」という。）の氏名その他の必要事項を所定の書面に記入し、本規約の締結後、直ちに運営事業者に送付すること。また、その内容に変更が生じた場合は、直ちに変更内容を運営事業者に書面にて通知し、運営事業者の承諾を得ること。

(3) 運営事業者にSEサポートの提供を依頼する場合、運営会社の担当者のみに行わせること。

## 第2章 本サービスの利用条件等

#### (本サービスの利用条件)

第4条 運営会社は、本規約において運営事業者が認めた利用範囲内で、自らの社内業務のために、本サービスを利用することができるものとします。本サービスの利用可能時間その他の利用条件等の詳細については、本サービス仕様書において定めるものとします。

2. 本規約において運営事業者が認めた利用範囲内で、運営会社が本サービスを利用していることを確認するため、運営事業者は必要な調査を行うことができるものとし、運営会社はこれに応ずるものとします。

3. 本規約に定めのないサービスの提供を希望する場合、運営会社は運営事業者と協議の上、別途契約を締結するものとします。

4. 運営会社は、申請者に対し、自己の負担と責任の下、本サービスを利用させることができるものとします。この場合、運営会社は、自己の負担と責任の下、申請者に対し、本サービスの利用時に表示される「サービス利用規約」を遵守させるものとし、申請者による本サービスの利用につき一切の責任を負うものとします。

5. 申請者が、「サービス利用規約」に違反した場合、運営会社は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

6. 申請者が、「サービス利用規約」に違反した日から10日間経過後も、当該違反を是正しない場合、運営事業者は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。

① 当該申請者に対する本サービスの提供を停止すること。

② 運営事業者と運営会社間の規約の全部若しくは当該申請者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること。

#### (初期設定サービス)

第5条 本サービスの利用に先立ち、運営会社は、運営事業者に対し、サーバその他の環境設定サービス（以下「初期設定サービス」という。）を委託するものとします。初期設定サービスに関する詳細は、本サービス仕様書において定めるものとします。

2. 運営事業者は、初期設定サービスを善良なる管理者の注意義務をもって遂行するものとします。

3. 運営事業者は、初期設定サービスにおいて、初期設定サービスの対象となるシステム、運営会社の業務などの完成、稼動などを保証するものではありません。

4. 運営会社は、初期設定サービスによって設定された本件利用申込書所定のサービスが、正常に稼動することを検証するため適用確認及びその他必要なテストを実施し、運営事業者はこれに協力するものとします。

5. 運営事業者は、初期設定サービスの完了後、サービス商品毎に速やかに、運営事業者所定の「登録通知書」を作成し、初期設定サービスの完了を証するものとして運営会社に提出するものとします。

6. 運営会社は、前項の「登録通知書」の受領時、又は当該「登録通知書」の受領後7日以内に運営会社から文書による異議の申出がない場合は当該期間の満了時に、運営会社による確認は完了したものとします。

7. 初期設定サービスは、前2項に定める確認の完了をもって終了するものとします。

#### (サポート・サービス)

第6条 運営会社が本サービスを利用するに際し、運営事業者は、本サービス仕様書に定める下記サポート・サービスを提供するものとします。

- (1) 運営会社向けSEサポート・サービス
- (2) 申請者向けヘルプデスクサービス

2. 本サービス仕様書において有償で提供する旨定められているサポート・サービスについては、運営会社及び運営事業者協議の上、運営会社が当該サポート・サービスを利用する旨確定した場合に限り、運営事業者は運営会社に対し当該サポート・サービスを提供するものとします。

#### (クライアント及びクライアントソフト)

第7条 運営会社は、自らの責任及び負担において、本サービス仕様書所定の条件を満たすクライアント及びクライアントソフトを調達し、本サービス仕様書記載の内容に従い、本サービスを利用するために必要な設定を行うものとします。この設定に関する業務を委託する場合には、運営会社は運営事業者と別途契約を締結するものとします。

#### (アクセス回線)

第8条 本サービスの利用に際し、運営会社は、自らの責任及び負担において、本サービス仕様書所定の条件を満たすアクセス回線を利用するものとします。運営会社が、運営事業者に対し、アクセス回線の提供を委託する場合には、運営会社と運営事業者は別途契約を締結するものとします。

#### (禁止事項)

第9条 運営会社は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 営利を目的として第三者に利用させること
- (2) 本サービスを法令又は公序良俗に反する目的で利用すること
- (3) サーバソフト等の著作権その他の知的財産権を侵害すること
- (4) 運営事業者の本サービスの運営に支障を及ぼす行為又はそのおそれがある行為をすること

#### (不適正情報の削除)

第10条 運営事業者は、運営会社が本サービスに登録又は提供した情報が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、運営会社に通知することなく、当該情報を削除することができるものとします。ただし、運営事業者は、当該情報に関する削除義務を負うものではありません。

- (1) 前条第2号乃至第4号のいずれかに該当する情報
- (2) その他運営事業者が合理的理由により削除の必要があると判断した情報

2. 本条の規定に従い前項各号所定の情報を削除したこと、又は当該情報を削除しなかったことにより運営会社に発生した損害について、運営事業者は一切の責任を負いません。

#### (ID等の管理責任)

第11条 運営会社は、運営事業者から本サービスを利用するために必要なID及びパスワード(以下「ID等」という。)の発行を受けた場合、運営会社は、本サービスを利用するためにのみ当該ID等を使用するものとし、当該ID等が第三者(本サービスを利用する権限のない運営会社の従業員を含む。以下、本条において同じ。)に開示又は漏洩することがないように善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 運営会社の責めに帰すべき事由により、ID等が第三者に開示又は漏洩し、当該第三者がID等を用いて、本サービスを利用した場合、運営会社による利用とみなすものとします。

3. 前項の第三者による利用に関し、運営会社に損害が生じた場合であっても、運営事業者は、一切の賠償責任を負わないものとします。

### (秘密情報の取扱い)

第12条 運営会社及び運営事業者は、次項に定める方法で、相手方から秘密と指定して開示された情報（以下「秘密情報」という。）を、次の各号の定めに従い取り扱うものとします。

- (1) 秘密に保持するものとし、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく第三者（第33条の定めに基づき運営事業者が本サービスの遂行を委託する第三者を除きます。）に開示しないこと。
- (2) 本規約の目的の範囲内でのみ使用、複製及び改変すること。
- (3) 本規約の終了後又は相手方から求められた場合速やかに相手方に返却又は自らの責任で消却すること。（秘密情報の複製物及び改変物も同様とします。）

2. 運営会社及び運営事業者は、前項に定める秘密情報としての取扱いを要する情報を相手方に開示する場合、次の各号に定める方法でこれを行うものとします。

- (1) 文書で開示する場合、その表面上に「Confidential」と表示して相手方に開示すること。
- (2) 電子記録媒体で開示する場合、当該電子記録媒体の表面上に前号の表示を付すとともに、当該電子記録媒体に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。以下同様とします。）により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、相手方に開示すること。
- (3) 電子メールで開示する場合、本文等に第1号に定める表示をし、相手方に開示すること。（電子メールにファイル等が添付されている場合、当該ファイル等についても同様とします。）
- (4) 口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後14日以内に、前各号に定めるいずれかの方法により相手方に開示すること。

3. 第1項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとします。

- (1) 相手方から開示される前に既に受領当事者が保有していた情報。
- (2) 相手方から開示された秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報。
- (3) 公知の情報。
- (4) 受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。

4. 第1項の定めにかかわらず、受領当事者は、法令等に基づき、秘密情報の開示を義務付けられた場合、当該義務の範囲で秘密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うに当たっては、必要最小限の範囲で開示するものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）開示者に対して当該開示について通知するものとします。

5. 第1項（ただし第3号を除きます。）、第3項及び前項の定めは、本規約の終了後も1年間はなお有効に存続するものとします。

### (個人情報の取扱い)

第13条 運営事業者は、運営会社からの委託を受けて申請者の個人情報を取り扱うものであり、申請者の個人情報取得にともなう法令上の責任は、運営会社が負うものとします。

2. 運営事業者における個人情報保護方針は以下URLのとおりとします。

<https://www.hitachi-systems.com/privacy/index.html>

### (本サービスの回復及び再開時の措置)

第14条 本サービスの全部又は一部が停止し、運営事業者が運営会社に対し、その再開のために必要な協力を求めた場合、運営会社は速やかにこれに応ずるものとします。

## 第3章 料金及び支払方法

### (サービス料金、立替交通費及び立替その他費用)

第15条 本サービスの料金（以下「本サービス料金」という。）は、サービス月の10日と25日の指定口座振込日（休日の場合は金融機関の前営業日）において発生したサービス件数に本件利用申込書記載の単価を乗じる事により算定するものとします。

2. 運営会社は、本サービス料金並びに消費税及び地方消費税（以下「本サービス料金等」という。）の支払については、運営事業者の請求に従い、本件利用申込書記載の支払期日までに、運営事業者の指定する銀行口座への振り込みにより運営事業者を支払うものとします。なお、この際の手数料は、運営会社の負担とします。

3. 本件利用申込書記載の本サービス料金に「月額」と記載されているサービス料金に関しては、暦月ごとに、また、「年額」と記載されているサービス料金に関しては、暦年ごとに発生するものとします。
4. 運営会社は、毎月1日から末日において発生した立替交通費及び立替その他費用を、運営事業者の請求に従い、本件利用申込書記載の支払期日までに運営事業者の指定する銀行口座への振り込みにより運営事業者に支払うものとし、この際の手数料は、運営会社の負担とします。なお、立替交通費及び立替その他費用の支払において消費税及び地方消費税は発生しないものとします。

#### (サービス料金、立替交通費及び立替その他費用不払時の措置)

- 第16条 正当な理由を記載した文書による申し出をすることなく、本件利用申込書記載の支払条件に定める支払期日までに、運営会社が本サービス料金等又は、立替交通費及び立替その他費用を支払わなかった場合、運営事業者は運営会社に対して、事前の催告を行うことなく、本サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。
2. 運営会社が運営事業者に対し、所定の支払期日までに本サービス料金等又は、立替交通費及び立替その他費用を支払わなかった場合、運営会社は運営事業者に対し、年利6%の割合で遅延損害金を支払うものとします。

#### (サービス料金の変更)

- 第17条 経済情勢、公租公課等の変動により本サービス料金等が不相当となり変更の必要が生じたときは、第27条所定の最低利用期間内といえども運営会社運営事業者間で双方協議のうえ、第37条に従い本サービス料金を変更することができるものとします。
2. 本サービス料金が暦月の途中で変更された場合、変更された本サービス料金は、翌月の初日から適用されるものとします。

## 第4章 責任の制限

#### (セキュリティ対策)

- 第18条 運営事業者は、第三者によるサーバデータの毀棄又は改変、サーバへの不正な接続等を防御するため、サーバ等に本サービス仕様書所定のセキュリティ対策を講ずるものとします。
2. 前項に基づくセキュリティ対策により防御できない方法を用いて第三者がサーバに接続等を行ったことによりサーバデータの全部又は一部が消失した場合は、運営事業者は、本サービス仕様書所定のサーバデータのバックアップ業務の範囲内において、当該サーバデータの復旧に努めるものとします。

#### (保守等による本サービスの一時停止)

- 第19条 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、1週間前までに運営会社の遂行責任者へ文書又は電子メールによって通知することにより、本サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急かつやむを得ないと運営事業者が判断した場合は、事前に運営会社に通知することなく、本サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。
- (1) 本サービスの提供に必要な設備等に対し保守、工事、障害の対策等の実施が必要なとき
  - (2) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止するとき
  - (3) その他運営事業者が必要と認めたとき
2. 前項の定めに基づき、運営事業者が本サービスの全部又は一部を一時的に停止した場合において、当該一時停止の原因が解決又は終了したと運営事業者が判断したときは、運営事業者は、本サービスの再開に必要な措置を直ちに講ずるものとします。

#### (不可抗力による本サービスの停止)

- 第20条 天災地変その他の不可抗力により本サービスの全部又は一部が停止した場合、運営事業者は本サービスの停止後遅滞なく運営会社に文書により通知するものとし、可能な限り本サービスの復旧に努めるものとします。



(8) その他運営事業者に帰責のない事由により発生したとき

4. 第18条第1項に定めるセキュリティ対策により防御できない方法を用いて第三者がサーバに接続等を行ったことに起因して運営会社に損害が発生した場合、運営事業者はその一切の責任を負わないものとします。
5. 第19条及び第20条に定める事由に起因して本サービスの全部又は一部が停止した場合における運営事業者の責任は、当該各条項に定める責任に限られるものとし、当該各条項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。
6. 第22条の定めに基づき運営事業者が本サービスの全部又は一部を廃止した場合における運営事業者の責任は、同条第2項に定める責任に限られるものとし、同条同項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。
7. 運営事業者は、前各項のほか、次の事項が満たされることに関し、何らの保証を行わないとともに、これらの事項が満たされなかったことにより運営会社に生じた損害に関し、賠償の責任を負わないものとします。
  - (1) 本サービスが運営会社の特定の目的・用途に適合すること
  - (2) アクセス回線を利用した通信が正常に行われること
  - (3) アクセス回線を通じて送受信されたデータが完全であること、正確であること、又は有効であること
  - (4) クライアント又はクライアントソフトが正常に稼働すること
  - (5) サーバがクライアントからの問い合わせ又は処理要求に対して、一定時間内に応答すること

#### (損害賠償)

第25条 本規約の履行に関し、運営事業者の責に帰すべき事由により運営会社に損害が生じた場合、当該事由の直接の結果として運営会社が現実には被った通常の損害に限り、運営会社は運営事業者に対し、次項の各号に定める額を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとします。なお、申請者に対する損害賠償責任その他一切の責任は、運営会社が負うものとします。

2. 前項に定める損害賠償の上限額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 当該損害の生じた原因が初期設定サービスにある場合、初期設定サービス料として、運営事業者が運営会社から受領した金額相当額とします。
  - (2) 当該損害の生じた原因が本サービスにある場合、当該損害の発生月の前月から遡及した本サービス利用額（立替交通費額及び立替その他費用額は除く）12ヶ月分の料金相当額とします。利用期間が12ヶ月に満たない場合はサービス開始月からの累計の平均サービス（立替交通費額及び立替その他費用額は除く）料金月額の1.2倍相当額とします。ただし、本号上限額の定めに関して、当該損害が運営事業者の責めに帰すべき個人情報保護義務違反に起因するものである場合は、この限りではないものとします。
3. 前各項の定めにかかわらず、通信回線の障害、運営会社における端末誤操作等その他運営事業者の責めに帰することができない事由から生じた損害、運営事業者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、運営事業者は、請求原因の如何にかかわらず、賠償責任を負わないものとします。

## 第5章 規約期間及び規約の終了

#### (規約期間)

第26条 本規約の有効期間は、本件利用申込書記載の本規約締結日から次条に定める本サービスの提供期間が終了する日までとします。

#### (最低利用期間)

第27条 本サービスの提供期間は、サービス商品毎に、当該サービス商品の利用開始日から本件利用申込書記載の最低利用期間の満了日までの期間（以下「最低利用期間」という。）とします。ただし、最低利用期間満了日の3ヶ月前までに、運営会社運営事業者いずれからも文書による異議の申出がない場合は、更に12ヶ月間同一の条件で更新されるものとし、その後の更新も同様とします。

2. 本件利用申込書において最低利用期間の定めのないサービス商品においては、当該サービス商品の利用開始日から1年間を最低利用期間とするものとします。

#### (最低利用期間中の解約)

第28条 運営会社が最低利用期間中にあるサービス商品の全部又は一部の解約を希望する場合、運営事業者と協議を行うものとします。

#### (過怠約款)

第29条 運営事業者が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、運営会社は、運営事業者に通知することにより、本規約の全部又は一部を解除することができるものとします。また、運営会社が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、運営会社は、当然運営事業者に対する全債務（手形債務を含みます。）の期限の利益を喪失し、運営事業者は、通知その他の手続を要しないで、本規約の全部若しくは一部を解除することができ、又は解除しないで一時に債務残額全部の履行を運営会社に求め、その完済までの間、本サービスを停止することができます。

- (1) 相手方又は第三者に振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立てを受けたとき。
- (3) 自ら破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始等の申立てをしたとき又は清算に入ったとき。
- (4) 支払を停止したとき。
- (5) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。
- (6) 相手方若しくは第三者に債務の履行猶予の申出を行い、又は債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき。
- (7) 本規約の申し込みにおいて虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (8) 自己の責めに帰すべき事由により本規約に違反し、相手方が相当な期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき。

#### (暴力団等の排除)

第30条 運営会社及び運営事業者は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること又は反社会的勢力であったこと。
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していること。
  - (3) 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
  - (4) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってする等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図る等反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。
  - (6) 反社会的勢力と密接に交際をする等社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - (7) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
  - (8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
  - (9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。
2. 運営会社及び運営事業者は、自己が本規約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下総称して「履行補助者」といいます。）が前項各号のいずれかに該当した場合、当該履行補助者との規約の解除その他の必要な措置を講じることを確約します。
3. 運営会社又は運営事業者が前2項の表明又は確約のいずれかに反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本規約を解除することができます。
4. 前項の定めに基づき本規約が解除された場合、運営事業者は、運営会社に対し、既に提供した本サービス料金並びに消費税及び地方消費税の支払いを請求することができるものとします。

#### (規約終了時の措置)

第31条 運営会社及び運営事業者は、本規約の終了後遅滞なく、秘密情報を提供当事者に返還するか又は自らの責任で破棄する

ものとしします。

2. 本規約が終了した時点で未払いの本サービス料金等、立替交通費及び立替その他費用、その他の料金がある場合、運営会社は、運営事業者に対し、当該料金等を支払うものとしします。

## 第6章 一般条項

### (権利義務譲渡等の禁止)

第32条 運営会社は、本規約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、担保に供しもしくはその他の処分をし、又は債務の全部もしくは一部を第三者に履行させてはならないものとしします。

### (第三者への委託)

第33条 運営事業者は、本規約の履行に必要な業務を第三者に委託することができるものとしします。ただし、運営事業者は、これにより、本規約上の運営会社に対する義務を免れることはできないものとしします。

### (第三者との紛争処理)

第34条 運営会社が第三者から、運営事業者の製造に係るサーバソフトが当該第三者の著作権・ノウハウ等の知的財産権（ただし、特許権を除く。以下同じ。）を侵害している旨の請求を受けた場合、運営事業者は当該請求から運営会社を防御するものとしします。ただし、運営会社が当該請求の受領後遅滞なく運営事業者に書面で通知したこと、及び当該請求の防御に関して運営事業者は一切の決定権を与えたことを条件としします。

2. 前項の請求の結果、運営事業者の製造に係るサーバソフトが第三者の知的財産権を侵害していると判断され、又は運営事業者が侵害していると認めた場合には、運営会社が本サービスを継続して利用できるようにするために、運営事業者は必要な措置を講ずるものとしします。
3. 前各項の場合を除き、本サービスの利用に関して、運営会社と第三者との間において紛争が生じた場合は、運営会社の責任と負担において解決するものとし、運営事業者は一切責任を負わないものとしします。

### (運営事業者による運営会社情報の開示)

第35条 運営事業者は、運営事業者の顧客等第三者との商談において当該顧客より本サービスの運営会社名の照会を受けた場合、口頭で運営会社の法人名を当該営業先に開示することができるものとしします。但し、当該口頭開示の対象は、法人名のみとし、担当部署、担当者名、その他一切運営会社に関する情報は開示しないものとしします。

2. 運営事業者は、本ソフトウェア製品のユーザとして運営会社の法人名（法人名及びロゴのみ）をパンフレットやホームページ等の一般向けの宣伝ツールに掲載することができるものとしします。

### (輸出等の措置)

第36条 運営会社は、日本国内において、本サービスを利用するものとしします。

2. 前項にかかわらず、運営会社は、本サービスの全部若しくは一部を単独で又は他の製品と組み合わせ若しくは他の製品の一部として、直接又は間接に、次の各号に該当する取扱いをする場合には、「外国為替及び外国貿易法」の規制並びに米国輸出管理規制など外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとしします。
  - (1) 輸出するとき
  - (2) 海外に持ち出すとき
  - (3) 非居住者に提供し、又は使用させるとき
  - (4) 前3号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき

運営会社が、運営事業者の承諾を受けて、第三者に、本サービスを利用させる場合、運営会社は、当該第三者に対し、前二項の定めを遵守させるものとしします。

### (本規約の変更)

第37条 運営事業者は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約又は本サービス仕様書を変更することができるものとしします。なお、この場合には、本規約又は本サービス仕様書の内容は、変更後の本規約又は本サ

ービス仕様書を適用するものとします。

(1)本規約又はサービス仕様書の変更が、運営会社の一般の利益に適合するとき

(2)本規約又はサービス仕様書の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 運営事業者は、前項の変更を行う場合は、変更後の本規約又は本サービス仕様書の効力発生時期を定め、当該効力発生日の 30 日前までに本規約又は本サービス仕様書を変更する旨、運営会社より事前登録されている電子メールアドレス宛に電子メールにて通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法により運営会社に周知します。

#### (存続条項)

第 3 8 条 本規約の終了後も、第 5 条第 3 項、第 1 0 条第 2 項、第 1 2 条、第 2 3 条第 3 項及び第 4 項、第 2 4 条、第 2 5 条、第 3 0 条、第 3 1 条、第 3 4 条、第 3 6 条及び第 4 0 条の定めは、有効に存続するものとします。

#### (法令等の遵守)

第 3 9 条 運営会社及び運営事業者は、本規約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

#### (管轄裁判所)

第 4 0 条 本規約に関する一切の紛争については、被告側の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

#### (協 議)

第 4 1 条 本規約の履行について疑義を生じた場合及び本規約に定めのない事項については、運営会社運営事業者双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

以上